次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後						改正前					
別表第1（第1項関係）						別表第1（第1項関係）					
空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容				空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容			
		種類	無線呼出名称	運用時間				種類	無線呼出名称	運用時間	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
松山空港	松山空港事務所	飛行場管制業務	松山タワー	7時30分から22時まで		松山空港	松山空港事務所	飛行場管制業務	松山タワー	7時30分から21時30分まで	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

附　則

この告示は、平成二十九年九月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。		空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。	
空港事務所又は空港出張所の名称	飛行計画の通報等に関する事務を行う時間	空港事務所又は空港出張所の名称	飛行計画の通報等に関する事務を行う時間
（略）	（略）	（略）	（略）
松山空港事務所	7時30分から22時まで	松山空港事務所	7時30分から21時30分まで
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、平成二十九年九月一日から施行する。

○原子力規制委員会告示第八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第十二項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（昭和四十七年総理府告示第四十九号）の一部を次のように改正し、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

平成二十九年七月二十日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一